

小浜市国民保護計画改定案に関するパブリックコメントの実施結果

○意見の募集期間 令和8年3月18日～令和8年4月7日

○意見数 提出者2名（提出意見のべ8件） 【提出された意見の概要および市の考え方】

番号	意見（原文のまま）	意見に対する市の考え方
1-1	「第1章 第7節 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」について P.16～17 「2 処理すべき事務または業務」の「(7) 指定公共機関等 8 放送事業者」において、地元のケーブルテレビ局である(株)ケーブルテレビ若狭小浜（チャンネルO）にも、警報等の内容の放送を行っていただくことを提案します。なお、CATVについては、「第2章 第5節 要配慮者支援体制」の「3 避難路、避難施設、緊急通報手段の整備」や「第2章 第9節 避難誘導體制の整備等」の「2 住民への周知」において、CATVの整備、活用が記載されています。	<p>ご指摘いただきました「第1章 第7節関係機関の処理すべき事務または業務の大綱中（7）指定公共機関等」の項目につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、国からは「指定公共機関」として、県からは「指定地方公共機関」として正式に指定を受けた機関を記載しております。</p> <p>（株）ケーブルテレビ若狭小浜は、指定公共機関および指定地方公共機関として指定されておりませんので、計画上の放送事業者には含まれておりませんが、（株）ケーブルテレビ若狭小浜と本市の間では、災害緊急放送に関する相互協定を締結しており、有事の際には優先的に災害緊急放送を行っていただく体制をとっております。</p>
1-2	「第2章 第3節 備蓄」について P.23 「3 自然災害等における備蓄との関係」において、（法146除関係）は（法146 条関係）と訂正願います。	ご指摘の箇所の記載に誤りがございましたので、当該箇所を修正させていただきます。

1-3	<p>「第2章 第10節 避難施設の指定および整備」について p.36 「5 避難施設の整備」には、「整備に当たっては1（1）および1（2）の基準を満たすように努める。」とされており、1（2）の基準には、「イ コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。」となっている。「コンクリート造り等の堅ろうな建築物」が武力攻撃を受けた場合の避難施設として適切か、疑問がある。アメリカによるイランの小学校への誤爆では、鉄筋コンクリート造りの小学校が攻撃され破壊された様子が報道された。コンクリート造りであることだけで武力攻撃に耐えられる堅牢な建築物とは言えない。「小浜市国民保護計画」を実効性のあるものにするためには、武力攻撃に耐えられる堅牢な建築物を地下に整備することを提案する。</p>	<p>国民保護法の制定以降、我が国においては、爆風や破片等からの直接の被害を軽減し、周囲の安全が確認されるまでの一時的な避難に活用するため、コンクリート造等の堅ろうな建築物等を「緊急一時避難施設」として指定する取組が推進されてまいりました。</p> <p>本市においては、これまで、国民保護法および同法施行令の基準に基づき、既存の公共施設を優先的に避難施設に選定し、県の指定を受け、避難施設の確保に努めてまいりました。これらの施設に避難することによって、爆風や破片、放射線等の影響を軽減し、被害を軽減できる可能性を高めることを目的としており、引き続き、できるだけ多くの施設の確保に努めてまいります。</p> <p>また、ご提案の「地下施設の新規整備」につきましては、今後の国の動向、方針を確認してまいります。</p>
1-4	<p>「第3章 第1節 実施体制の整備」について P.40 「2 小浜市国民保護対策本部の設置（法26条～28条関係）」の「(3) 組織、事務分掌等」には「エ 市対策本部に次の部を置き、部の長は、同表に掲げる者をもって充てる。…」となっている。ここに、「教育部長」とあるが、小浜市行政組織規則等を確認しましたが教育部という組織は見当たりません。この表の「教育部長」とは誰を充てるのか、明記されることを提案します。</p>	<p>当該箇所の『教育部長』は、教育委員会事務局の部長級の職員を指しており「小浜市教育委員会事務局処務規則」第2条第1項において「事務局に教育部長、課に課長を置く」と規定しております。</p>

1-5	<p>「第3章 第3節 情報の収集、提供」について P.51 「5 安否情報の収集および提供」の「様式第1号(安否省令第1条関係)」の⑫、⑬はいずれも「…、○を囲んで下さい。」となっているが、どう記入すればいいか困惑する文面となっている。⑫については、「…、回答を希望しない場合は、右欄を○で囲んで下さい。」、⑬についても、「…、回答を希望しない場合は、右欄を○で囲んで下さい。」と修正されることを提案します。また、「5 安否情報の収集および提供」のほかの様式についても、記入される方が困惑することがないように、今一度、確認していただき必要があれば修正されることを提案します。</p>	<p>ご指摘の通り、様式第1号の記載については、いただいたご提案に基づき、該当箇所について「回答を希望しない場合は、右欄の「回答を希望しない」を○で囲んでください」と文言を修正いたします。</p> <p>また、他の様式につきましても、ご指摘の趣旨を踏まえ、様式第1号⑭「同意するかどうか○を囲んで下さい」を「同意するかどうか右記を○で囲んで下さい」と修正させていただきます。また、様式第2号⑩「①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意」を「①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して、回答することについて同意するかどうか右記を○で囲んで下さい」と修正させていただきます。</p>
2-1	<p>国民保護計画改定案を一読しての感想は、計画づくりのための計画一国や県の計画にそったひな型を上書きしたという印象で実際に武力攻撃を受けるような事態に陥った場合には実効性が乏しいと思います。</p> <p>理由①</p> <p>今日の戦争は、イランやウクライナをみてもミサイルやドローンが主力です。10年以上も前に想定した武力攻撃とは質が変わっています。住民を一カ所に集めるほど被害が大きくなります。市内の何カ所にもシェルターを作らなければ対応出来ません。現状では市役所と小浜病院の地下が比較的安全な場所になると思います。</p> <p>戦争に巻き込まれたとき、小学校やコミセンが避難所になると本気で思っているのですか。ウクライナでもイランでも学校や集会場は瓦礫の山です。標的になるようなところに避難しろといわれるのですか。</p>	<p>弾道ミサイルの飛来など危険や脅威が切迫した場合には、爆風や破片等から身を守るため、自宅や職場または身近な堅ろうな建築物等に直ちに屋内避難するなど、その状況下での最善の避難行動をとることが重要です。</p> <p>屋内避難する先は地下施設に限るものではなく、身近で安全な施設に避難し、さらに、窓から離れる、窓がない部屋に逃げ込むといった行動をとる必要があります。また、身近に建築物がなく屋外にいる場合には、物陰に身を隠す、又は地面に伏せて頭部を守るといった行動など、その状況下における最善の避難行動をとる必要があります。本市といたしましては、このような国の方針に基づき、できるだけ多くの施設の確保に努めてまいります。</p>

2-2	<p>理由②</p> <p>政府は沖縄や離島にミサイル基地をつくるなど防衛費という名の軍事予算を大幅に増やす計画です。国民をまもるシェルターをイスラエルのように国中に作るとなれば莫大な費用が必要です。そんなことよりも外交によって尊厳と信頼を得るような政治の方が一番お金がかからないと思います。</p> <p>国民の命と財産を護るため一番効果的なのは、戦争に参加しない、戦争に巻き込まれない政治のあり方と思います。日本中にミサイル基地を作っても、その分標的が増えて被害が増えると思います。</p>	<p>外交努力による平和の維持が重要であるのご指摘や、防衛政策に伴うリスクへのご懸念につきましては、平和を願う貴重なご意見として真摯に受け止めております。</p> <p>我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要です。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、公民の生命、身体および財産を保護する必要があります。</p> <p>本市といたしましては、国や関係機関と連携しながら、国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に努めてまいります。</p>
2-3	<p>理由③</p> <p>スイスは永世中立を宣言して、戦争に参加せず被害も受けていません。世界の人々から信頼され多くの国際機関の本部が置かれています。世界でもっともすばらしい憲法前文をもっている日本が世界の人々から尊敬される国になってほしいと思います。</p>	